

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

第1部 計画の概要

1 策定の趣旨

本市においては、平成17年度に策定した現行計画に基づき、新分別の実施等によるごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めているところである。

こうした中、新たな施策の導入などにより短期のごみ減量目標を達成したが、より一層ごみを減量するため新たな目標の設定や施策などを検討し、さらには、長期的なごみ発生量の推計に基づき、ごみ処理施設のあり方の整理を行う必要がある。

また、生活排水の適正処理を推進し、快適な生活環境や公共用水域の水質保全を確保する必要がある。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき本計画を策定する。

2 計画の位置付け

- ・第5次宇都宮市総合計画の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」及び「上下水道サービスの質を高める」を具体化するための計画
- ・環境全般の指針となる「第2次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物及び生活環境分野の関連計画

3 計画の期間

平成23年度から平成37年度までの15か年

- ・短期目標:平成27年度(5年後)
- ・中期目標:平成32年度(10年後)
- ・長期目標:平成37年度(15年後)

第2部 ごみ処理基本計画

- 第1章:ごみ処理の現状と課題
- 第2章:基本理念・基本方針
- 第3章:ごみ処理の目標値
- 第4章:ごみ減量施策
- 第5章:ごみ処理計画

第3部 生活排水処理基本計画

- 第1章:生活排水処理の現状と課題
- 第2章:基本理念・基本方針
- 第3章:計画の目標等
- 第4章:し尿・浄化槽汚泥処理計画

第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

本計画の効果的な推進のため、年次計画を策定するとともに、年間実績について市ホームページ等を通じて広く市民に公表

廃棄物減量等推進審議会

報告

意見

一般廃棄物処理基本計画推進委員会

前年度実績の公表

年次計画策定
基本計画の見直し

第2部 ごみ処理基本計画

～わたしたち一人ひとりが主役の持続可能な循環型社会の形成を目指して～

第1章 ごみ処理の現状と課題

ごみ排出量の推移

総排出量

- 平成15年度をピークに減少傾向
⇒平成22年度、資源物以外のごみ排出量：788g/人・日に減少
(平成12年度比：約22%削減で現計画減量目標を達成)
- 平成22年度、ごみの全体量：約18.5万t
(資源物以外：14.7万t, 資源物：3.7万t)

焼却ごみ量の推移 図1参照

- 資源物以外のごみの内、約97%が焼却ごみ
- 焼却ごみの約70%が家庭から排出
- 平成22年度焼却ごみ量：約14.2万t
(平成12年度比：約3.2万t, 約19%削減)

焼却ごみの組成 図2参照

- 家庭系：生ごみが約45% (この内約10%が「もったいない生ごみ」)
資源化できる紙類が約15%, プラスチック製容器包装が約9%
- 事業系：生ごみが約24%,
資源化できる紙類が約22%, プラスチック製容器包装が約16%

最終処分量 図3参照

- 平成22年度最終処分量：約1.9万トン
(平成12年度比：5,600トン, 約24%削減)

分別区分

平成22年度、5種13分別実施
(プラスチック製容器包装・白色トレイ・紙パックを追加)

リサイクル率

プラスチック製容器包装の分別収集 ⇒ 19.5%に上昇

ごみ処理施設

焼却処理施設：北清掃センターと南清掃センターが更新時期を迎えている。
最終処分場：エコパーク板戸の供用予定期間は、平成30年度まで

焼却処理施設の状況

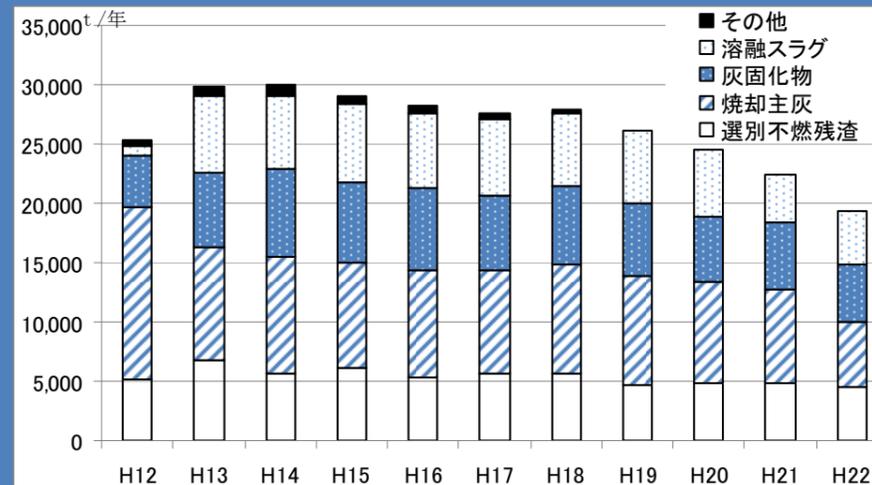
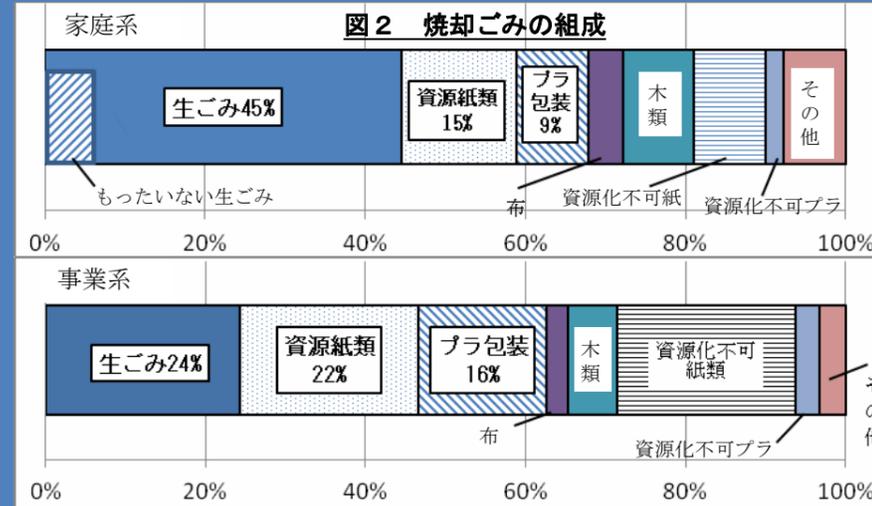
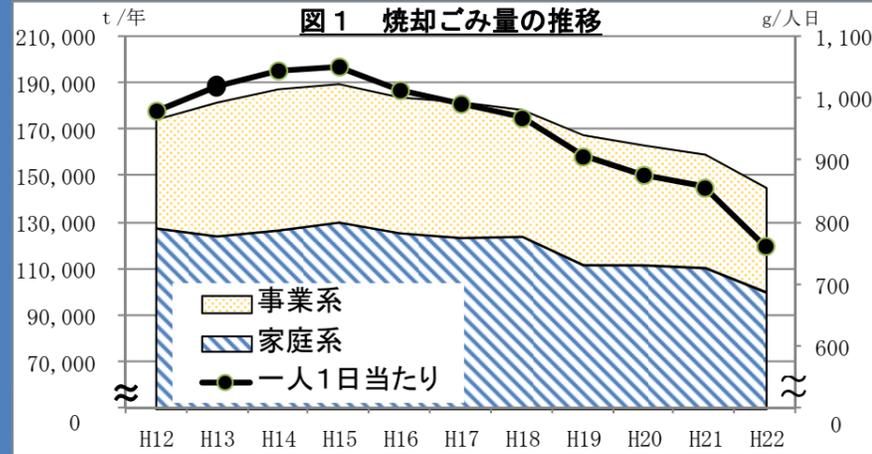
施設名	稼働年数
北清掃センター	32年
南清掃センター	23年
クリーンパーク茂原	10年

ごみ処理の現状

- 新分別の開始等により、ごみ減量目標を達成
- 分別が不十分
- 北清掃センターが老朽化
- エコパーク板戸の供用予定期間が平成30年度で終了

ごみ処理の課題

- 資源物の分別徹底
- 実効性のある新たな施策の検討
- 焼却処理施設の基本的な考え方の整理
- 新たな最終処分のあり方の整理



第2章 基本理念と基本方針

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、低炭素社会・自然共生社会に配慮した、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

基本方針

ごみの発生抑制の推進	市民の購買・消費・廃棄，事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で，総合的にごみの発生抑制を推進する。
適正な資源循環利用の推進	市民・事業者の全てのもが参加しやすく，円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに，環境負荷にも配慮しながら推進する。
最適な処理・処分の推進	循環型社会の形成を踏まえ，中間処理・最終処分の各段階で，資源化を含めた最適な処理・処分が行える体制を確保する。処理・処分体制の検討に際しては，安定処理を基本とし，環境負荷の低減やコストに配慮するとともに，新たな施策と併せて最適な処理・処分体制を構築する。
市民協働の推進	市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で，お互いに協力して発生抑制，減量化・資源化を推進する。

第3章 ごみ処理の目標

ごみの減量目標《基本目標》(資源物以外のごみ排出量)

平成22年度：788g/人・日 ⇒ 平成27年度：737g/人・日に減量

平成12年度(基準年度) 180,517t (1,016g/人・日) → 平成27年度(目標年度) 137,800t (737g/人・日)
27%削減

平成22年度(現状) 146,945t (788g/人・日) → 約50g (5%)のごみ減量
毎日 1個分

最終処分の目標《基本目標》

平成22年度：19,284t/年 ⇒ 平成27年度：16,500t/年に減量
約2,800t (14%)の減量

再生利用の目標《参考指標》(リサイクル率)

平成22年度：19.5% ⇒ 平成27年度：25%

温室効果ガス削減目標《参考指標》(CO₂排出量)

平成22年度：318g/人・日 ⇒ 平成27年度：273g/人・日に減量
14%の削減

第4章 3R施策

低炭素社会・自然共生社会に配慮し、持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施策を展開する。

家庭系発生抑制（短期）施策

リサイクル推進員活動支援事業

研修会の開催や情報誌「みやくりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成を図るとともに、環境部会等の活動を支援する。

分別強化推進事業

分別協力度が低い地域や分別ルールが守られていない地域、集合住宅の管理者、大学等の新入学生を対象とした分別講習会を開催するなどし、5種13分別の徹底強化を図ります。

もったいない生ごみ減量推進事業

焼却ごみとして排出される生ごみの中には、賞味・消費期限切れの食品が、約10%を占めていることから、分別講習会や各種イベントで周知して、「もったいない生ごみ」の発生抑制を図る。

生ごみの水切り励行

生ごみの水分は約80%と高いことから、イベント等にて水切り器の配布や体験モニターの募集を実施することで、市民への意識啓発を図り、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を図る。

もったいないレジ袋削減推進事業

ごみの発生抑制の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。

事業系発生抑制（短期）施策

事業系ごみ減量化推進事業

事業所への戸別訪問指導を強化するなど、事業系ごみ適正処理の徹底を図るとともに減量化・資源化を推進する。

事業系ごみの搬入指導の強化

事業系ごみの市施設への搬入について、資源系ごみなど不適正ごみを持ち込まれないように十分に指導を行うとともに、展開調査を実施する。

家庭と事業者での分別強化・・・約8,69

生ごみの減量化・資源化・・・約47

レジ袋の削減・・・約58

合計
約9,740tの
ごみ減量効果

家庭系資源化（短期）施策

生ごみの家庭単位での減量・資源化事業

生ごみ処理機器の利用拡大と継続利用を推進するほか、生ごみ処理機器利用者を対象としたアドバイザーの派遣などのアフターフォロー事業を通して、各家庭での生ごみ減量・資源化を図る。

生ごみの地域単位での堆肥化事業

自治会単位などで生ごみを持ち寄り、協働での堆肥化を促す。また、家畜糞尿との混合などによる堆肥化の検討も進める。

剪定枝の資源化事業

市民へのチップパー（剪定枝の小型破砕機）の貸出しなどを行い、剪定枝の資源化を図る。

廃食用油の資源化事業

拠点回収した家庭から排出される不用になった天ぷら油で軽油の代替燃料であるBDFを製造し、焼却ごみの減量・資源化を図る。

インクカートリッジの資源化促進事業

国内インクカートリッジメーカーが構成する協議会のリサイクル事業に協力することで、焼却ごみの減量化・資源化を推進する。

中長期の施策

短期施策の継続・強化

短期3R施策を継続し、強化徹底する。

ごみ処理の有料化（指定袋制）の検討

- ・ごみの有料化：排出量に応じた市民間の公平性を確保するための施策として、分別協力度の状況に応じて検討する。
- ・指定袋制：市外からの不適正排出やレジ袋の削減動向等に応じて検討する。

生ごみの資源化の検討

市での分別収集については、バイオガス化や堆肥化等の最新技術の動向を踏まえ、本市に適したあり方を検討する。

剪定枝と紙製容器包装の分別収集の検討

剪定枝と紙製容器包装について、分別収集して民間施設等で資源化することを調査検討する。

第5章 ごみ処理計画

積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源物以外のごみを削減したうえで、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分する。

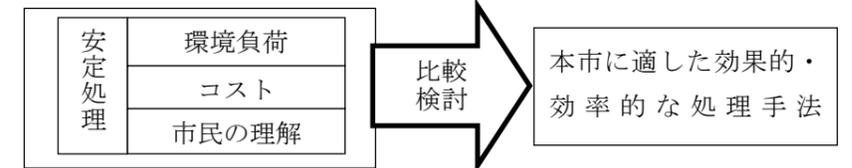
また、収集・処理・処分のそれぞれの過程で、安定処理を基本とし、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的なごみ処理を行う。

収集運搬計画

- ・5種13分別の継続
- ・ごみステーションの維持管理への支援
- ・高齢化等を踏まえた収集の検討

中間処理計画（焼却処理施設のあり方）

- ・北清掃センター焼却炉：平成23年度に休止
- ・北清掃センターと南清掃センターの更新を検討
⇒焼却ごみの排出量状況、収集効率や維持管理コスト等の観点から両施設の集約化を見据えた施設整備を中期的に行い、効果的・効率的なごみ処理体制を構築
- ・更新する施設での処理手法



最終処分計画

- ・最終処分：自己所有の処分場への埋立が基本
⇒新たな最終処分場の整備を行う。
- ・焼却灰等：民間施設での資源化等を検討する。

ごみ適正処理の推進

- ・きれいなまちづくりの推進
- ・不法投棄の未然防止、拡大防止の推進
- ・災害廃棄物への対応

第3部 生活排水処理基本計画

～鮎の泳ぐ 清らかな水環境を守るために～

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理施設の整備状況等（平成22年度）

ア 整備状況

- ・公共下水道 整備率 94.2% (9,181ha/9,748ha)
- ・農業集落排水施設 整備終了 (計画全14地区)
- ・合併処理浄化槽 整備率 61.0% (5,227基/8,575基)
- ・地域下水処理施設 民間開発団地 (11施設)

イ 接続率

- ・公共下水道 接続率 91.5%
- ・農業集落排水施設 接続率 79.5%

ウ 生活排水処理率

処理率 92.1%
(生活排水処理人口/総人口)

(2) 公共用水域の水質状況

法に基づく工場排水の規制強化、生活排水処理施設の整備・普及により改善傾向にあるが、一部河川で環境基準を超過

2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

し尿・浄化槽汚泥発生量は、公共下水道等の普及により年々減少するとともに質も変化

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬状況

- ・し尿の収集運搬は、旧宇都宮市区域は市が委託、旧上河内町・河内町区域は許可業者が実施
- ・浄化槽汚泥の収集運搬は、市全域で許可業者が実施

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理状況

ア 中間処理

老朽化による焼却施設の処理能力低下 (30t/日→10t/日)

イ 最終処分

最終処分場に埋立処理 (計画期間：平成30年度まで)

第2章 基本理念と基本方針

基本理念

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進

- 事業の効率性・経済性等を勘案した整備
- ・市街化調整区域の家屋密集地域は、特定環境保全公共下水道などの集合処理施設を整備
- ・市街化調整区域の集合処理区域以外は、合併処理浄化槽を整備

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適切な処理

- ・し尿・浄化槽汚泥の速やかな収集と適正処理の実施
- ・し尿処理施設について、今後の汚泥量の減少などや循環型社会の形成を踏まえた処理のあり方を検討

3 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理施設の整備等

ア 整備

- ・公共下水道の計画的な整備
- ・合併処理浄化槽の設置普及

イ 接続率

生活排水処理施設への接続率向上

(2) 公共用水域の水質保全

生活排水処理施設の早期整備と接続率の向上

4 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿量の減少を考慮した効果的で効率的な収集運搬の検討

(2) し尿処理施設の整備

施設の老朽化や汚泥量の減少等を考慮した施設整備の検討

第3章 生活排水処理の目標

平成37年度までに、生活排水処理施設の整備率100%を目指す。

1 生活排水処理施設の整備目標等

(1) 整備目標

- ・公共下水道 [平成22年度:94.2%⇒平成37年度:100%]
- ・農業集落排水施設 [整備終了(平成17年度)]
- ・合併処理浄化槽 [平成22年度:61.0%⇒平成32年度:100%]

(2) 接続目標

- ・公共下水道 [平成22年度:91.5%⇒平成37年度:93.8%]
⇒・未接続世帯への戸別訪問
・市ホームページや自治会回覧で周知
- ・農業集落排水施設 [平成22年度:79.5%⇒平成37年度:100%]
⇒・未接続世帯への戸別訪問
・未接続世帯への文書による啓発
合併処理浄化槽
⇒・単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯へ戸別訪問
・市ホームページや広報紙による啓発

※適正な維持管理の重要性についても市ホームページや広報紙で周知・啓発

(3) 生活排水処理率の目標

生活排水処理率 [平成22年度:92.1%⇒平成37年度:96.1%]
(生活排水処理人口/総人口)

2 公共用水域水質の見通し

- ・公共用水域水質(BOD) [平成22年度:1.78mg/ℓ⇒平成37年度:1.39mg/ℓ]

第4章 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥量の見通し

し尿・浄化槽汚泥発生量見通し [平成22年度:111.2kℓ/日⇒平成37年度:76.4kℓ/日]

2 収集運搬計画

- ・し尿については、収集形態のあり方等を考慮した効果的で効率的な収集運搬の実施
- ・浄化槽汚泥については、今後も許可業者による実施

3 中間処理計画

水再生センターへのし尿・浄化槽汚泥の投入による下水道との一体処理について、水再生センターのあり方の整理等や、東横田清掃工場の状態を勘案し、本市の実情に即した施設整備について検討

4 最終処分計画

し尿処理施設の焼却灰は、最終処分場において埋立処分

・は新たに設定した目標や見通し 下線は新たな取組 []は目標値等

